

令和3年 第7回

農業委員会総会議事録

令和3年7月21日(水) 開催

多摩市農業委員会

令和3年7月21日午後2時、市役所4階第一委員会室において、令和3年第7回多摩市農業委員会総会が招集された。

出席委員は次のとおりであった。

1番 萩原弘委員、 2番 柚木実委員、 3番 萩原重治委員、 5番 新倉隆委員、
6番 大松誠二委員、 7番 増田保治委員、 8番 伊藤忠男委員、
11番 増田実生委員、 12番 武内好恵委員、 13番 小暮和幸委員、 14番 青木幸子委員、
15番 小島豊委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也、農地係長 沖迫達矢、書記 小形達也

午後2時に総会を開会した。

議長(会長 小暮和幸)

「定刻になりました。只今から、令和3年第7回多摩市農業委員会総会を開会いたします。」

議長(会長 小暮和幸)

「本日は、10番 澤登早苗委員から欠席するとの連絡を受けております。本日の出席委員数は、12名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。」

議長(会長 小暮和幸)

本日の議事日程は、次のとおりです。

日程第1、第11号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第2、第12号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
日程第3、第13号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
日程第4、第14号報告 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議長(会長 小暮和幸)

議事に先立ち、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、委員に諮って、議長指名により、議事録署名委員に次の者を指名した。

8番 伊藤忠男委員、11番 増田実生委員

議長(会長 小暮和幸)

「それでは、議事に入ります。

日程第1、第11号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。
事務局に朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第11号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(貝取地区 1件)を朗読し

説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

次に、日程第2、第12号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを上程します。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第12号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(南野地区 1件)を朗読し説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

委員(11番 増田実生)

「地元委員として報告となりますが、私の自宅の横にある土地で、もともと区画整理で地目変更を行っていなかった土地であり、宅地として利用されていたものを、分筆後、娘夫婦が家を建てるという状況です。」

議長(会長 小暮和幸)

「分筆したということは、元地番も農地のままになっているのでしょうか？」

委員(11番 増田実生)

「おおよそそのようであると思われます。」

議長(会長 小暮和幸)

「区画整理された地域は、今では段々厳しくなってきましたが、昔は農地のまま宅地となっているところも多かったようで、建て替えに伴って農地転用が必要になるケースが散見されます。地元委員の報告ありがとうございます。ほかに質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。
お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。
次に、日程第3、第13号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを上程します。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第13号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(馬引沢地区 1件)を朗読し説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

委員(7番 増田保治)

「担当地区の農地ですが、相続により生じている案件で、土地の一部を相続人名義で家屋を建築中です。それ以外の土地を売買して現在工事中であり、建売としている模様です。」

議長(会長 小暮和幸)

「もともとは農地だったところでしょうか？」

委員(7番 増田保治)

「元は畑であったところです。」

議長(会長 小暮和幸)

「全体を完全に転用するということですね。分かりました。本件に関して、ほかに質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。
お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4、第14号報告 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてを上程します。事務局に朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

14号報告 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について(乞田地区 1件、貝取地区 1件、一ノ宮地区 1件、関戸地区 1件)を朗読し説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

委員(6番 大松誠二)

「確認となりますが、貝取地区の案件は、先ほど3条の3届出にあった申請人と同じ内容のものと思われます。3条の3届出にあった土地の筆数と適格者証明との筆数に相違があるものと見受けられますが、この点は、申請人は承知しているのでしょうか？」

農地係長(沖迫)

「おっしゃるとおり、3条の3届出にあった土地の筆数と適格者証明申請の筆数は違っており、この件について申請人は承知をしております。納税猶予制度に乗る農地と乗らない農地があるということです。」

委員(6番 大松誠二)

「分かりました。」

議長(会長 小暮和幸)

「本件に関して、ほかに質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

以上をもって、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。よって、会議を閉じます。」

終了(午後2時40分)